

質 問 趣 意 書 提 出 書

選挙管理委員会書記長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会
会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出し
ます。

令和1年6月20日

神奈川県議会議長 梅 沢 裕 之 殿

神奈川県議会議員 菅 原 直 敏

2019年6月20日 質問趣意書
(大志会 菅原直敏)

1. 神奈川県知事・県議会議員選挙の投票率の低下について

平成31年4月7日執行神奈川県知事・県議会議員選挙の投票率は、それぞれ40.28%、41.16%と過去最低を更新しました(平成27年4月12日執行：40.71%、41.81%、平成23年4月10日執行：45.24%、45.69%)。

選挙管理委員会書記長は、神奈川県知事・県議会議員選挙の下落の理由をどのように分析されているのかお伺いします。また、今まで投票率の向上についてどのような取り組みを行い、どのような成果があったのかお伺いします。

公益財団法人明るい選挙推進協会の調査によると、近年の衆議院議員総選挙における年代別投票率は、20代から60代にかけては年代が上がることに比例して上昇しますが、70代以上になると一転して下落する傾向があります。この点について、県民の寿命が延び、投票の意思があっても、身体的な理由などで投票所に足を運んで投票することができない県民が増えていることも一因であると分析しています。このような身体的な理由で投票できない有権者のために、「郵便等による不在者投票制度」がありますが、その対象範囲が限定的であるだけでなく(例えば要介護者については、介護度5の方に限定)、手続きの煩雑さや周知の不徹底により真に有権者の立場に立った制度とは言い難い現状です。このことは憲法15条の参政権の理念からも大きな問題であると考えます。

また、高齢化率の上昇によって、このような県民の割合が増え、結果的に投票率の低下に影響を与えている構造的な問題があるとも分析します。この点について、インターネットを通じた遠隔投票は県民の投票する権利を担保するうえでも重要な手段と考えます。県選挙管理委員会は、平成28年3月15日予算委員会における私の質疑において、「インターネット投票は実現すれば投票の利便性が格段に高まり、投票率の向上に寄与し得るものであると認識しております」とその有用性を認める一方で、「実現に向けては成り済まし投票や買収、強要などの本人の意思によらない投票の防止、投票情報の改ざん等のセキュリティーの保持など、克服しなければならないさまざまな課題があると考えております」と続け、「国が導入を決定し、全国的に実施していくものでありまして、研究会に置いて論点整理をしていくということですので、県選挙管理委員会としては、総務省の議論を注視してまいりたいと考えております」と県としては主体的に取り組みを進めない姿勢でした。しかし、この間、インターネットを通じた遠隔投票導入に関する議論は官民間問わず進展し、茨城県つくば市は2018年8月20日、IT(情報技術)活用政策コンテストでマイナンバーカードと

ブロックチェーン技術を使った国内初のインターネット投票システムの実証実験を開始するなど、社会実装に向けた取り組みも進んでいます。知事は、6月12日の提案説明で「テクノロジーの追求とヒューマンな触れ合いを同時に取り組み」と訴え、「新たなテクノロジーを産業や生活に取り入れる『Society5.0』に向けた取り組みを推進」することを表明されました。インターネットを通じた遠隔投票は、まさに知事の進める方向性に合致すると考えます。

選挙管理委員会書記長は、この分析についてどのように捉えられるかお伺いします。

また、郵便等による不在者投票制度の対象について大幅に緩和するように国に求めていると同時に、県独自にも対応していくべきであると考えますが、お考えをお伺いします。

さらに、インターネットを通じた遠隔投票について、県としても積極的に検討し、取り組んでいくべきであると考えますが、選挙管理委員会書記長のお考えをお伺いします。

2. 議員のなり手不足について

今回の県知事・県議会議員選挙において、過去最多の 13 選挙区 20 名が無投票で当選となりました。これは、本県のみならず全国的な傾向で、本年の統一地方選挙道府県議選挙における 945 選挙区のうち 371 の選挙区 (39.3%) で無投票当選となりました (前回は 960 選挙区のうち 321 選挙区が無投票 = 33.4%)。

この背景には様々な理由が考えられますが、私は高額な供託金、立候補しづらい社会環境、煩雑な選挙制度・事務が挙げられると考えます。

まず、高額な供託金についてです。日本においては、町村議会議員選挙において供託金が不要な以外は、市区議会議員選挙における 30 万円から参議院選挙の比例区の 600 万円まで非常に高額な供託金が立候補の要件となっています。これは国際的には稀な状況であり、例えばアメリカ合衆国、ドイツ、イタリア、フランスでは供託金自体が存在せず、他のヨーロッパの主だった国々でも数万円程度の少額な供託金あるいは推薦人の確保など代替的な手段で対応しています。

このような問題意識は国会議員の中からも挙がっており、2018 年 11 月、超党派 (自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党、共産党、日本維新の会) の国会議員と若者が一緒になって、在るべき社会とそれを実現するための政策等を議論、提言する超党派の若者政策推進議員連盟 (会長: 自民党・牧原秀樹衆議院議員) が、各党の政調会長に供託金の大幅な引き下げを提言しています。県選挙管理委員会は、平成 28 年 3 月 15 日の予算委員会の私の質疑の答弁において、「供託制度は適切」と答弁されましたが、この間の無投票選挙区の増大などの社会的変化を加味すると、より柔軟な考えを持たれた方が、課題解決に資すると考えます。

次に、立候補しづらい社会環境についてです。選挙運動は告示日から投票日前日まで行われますが、実際に当選しようと思うと数か月の準備の活動が必要となります。このような中、時間的制約が多い被用者などは実務的には立候補するためには仕事を辞めなければならないことも少なくなく、経済的なリスクも相まって立候補への大きな障壁であると考えます。このような中、職員の立候補を後押しする取り組みを行っている企業・団体もあります。例えば、本県相模原市に研究キャンパスを置く宇宙航空研究開発機構 (JAXA) では、立候補休職制度があり、職員が休職して立候補することができます。

さらに、煩雑な選挙制度・事務についてです。私も地方議会議員選挙から国政選挙も含めて 7 回の選挙に立候補した経験がありますが、いつも悩まされるのは、煩雑な選挙制度・事務です。選挙制度については法律を執行する主体である行政に確認をしても明確な答えがでないことが多々ありました。公職選挙法が時代にあっておらず、抽象的な内容もあり、選挙実務を推進する上で問題があります。また、原則書面で行われる選挙事務は多くの時間と労力の負担を立候補者及び行政職員に強いており、テクノロジーが急激に発達する現状を鑑みると、大きく改善の余地があります。

県知事・県議会議員選挙の供託金の大幅な引き下げ、廃止を国に訴えていくべきと考えるが、選挙管理委員会書記長のお考えをお伺いします。

また、誰もが立候補できる環境を整備する第一歩として、被用者が立候補しやすい取り組みを行っている企業や団体の取り組みを紹介するなど啓発を行っていくことは、有益であると考えますが、選挙管理委員会書記長のお考えをお伺いします。

さらに、公職選挙法の実務的な課題を整理し、改善を国に求めていくと同時に、選挙事務のデジタル化を推進していくべきと考えるが、選挙管理委員会書記長のお考えをお伺いします。

3. 誰もが投票・立候補できる選挙制度について

選挙運動における候補者の訴えの手段として法律的に許されている主な手段は、選挙運動用のビラ、選挙カー、選挙公報等があります。私は過去2回の自らの選挙において車いすの方にも参加を頂いておりますが、様々な課題を感じました。

現行の選挙制度は、選挙権の行使においても、被選挙権の行使においても、いわゆる健常者を念頭においており、様々な理由で生活に困難を抱える方々が、いかなる立場にせよ選挙運動にかかわることは大きな困難があります。

例えば、選挙運動用のビラでは視覚障害の人に伝えることはできません。また、選挙カーからの訴えは聴覚障害の方には届きません。これらを解決する手段は色々と考え出せますが、公職選挙法の規制が選挙運動の技術革新の大きな障壁となっています。

実際、2019年4月7日執行の千葉市議会議員選挙に立候補された筋ジストロフィーの方の選挙運動が各種マスメディアで取り上げられていましたが、選挙運動の際に介助してくれるヘルパーに自費で報酬を支払うと、「買収」とみなされる可能性が指摘されるなど、立候補における様々な障壁が明らかになりました。

本県では「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて様々な取り組みを進めていますが、県政への最も基本的な参加方法である選挙権・被選挙権の行使におけるバリアフリーを推進することが大切であると考えますが、選挙管理委員会書記長のお考えをお伺いします。